

福祉教育

福祉教育とは、「生存権保障」（憲法第25条）と「幸福追求権」（憲法第13条）を根拠として、すべての人が「**⑤**だんの **④**らしの **①**あわせ」を実現させることを目指すものであり、多様性を認め合う「ともに生きる力」を育む教育である。また、自己肯定感、自己有用感を育み、豊かな福祉観を持つことを目指す教育である。

1 福祉教育の指導のポイント

(1) 体験的な学習を重視する

「共生・共存」、「地域社会」、「直接体験」及び「感性」をキーワードとしながら、命や自然・文化との出会い、家族や仲間、地域の人々との交流、地域の高齢者や障害のある人たちとの交流と理解・支援など、身近にある様々な活動を入り口として取り組む。

(2) 実践的な態度や能力の育成を図る

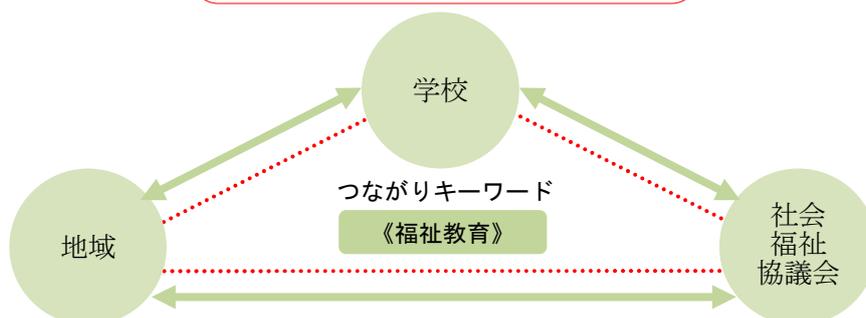
児童・生徒の発達段階や学習レベルに応じたものとともに、特別活動やボランティア活動、地域活動等の体験的・実践的活動を通じて、自ら主体的に社会的な課題に関わっていく意欲や実践力を養う。

2 「学校」と「地域」が繋がる福祉教育の展開

福祉教育を推進するためには、学校と地域がそれぞれの役割を自覚することが必要である。また、地域の社会福祉協議会と連携することによって、多様な福祉教育プログラムを実施することができる。

【福祉教育を進めていくために共有したい役割】

- 子供たちへの働きかけ
- 保護者への働きかけ
- 地域の人を学校に受け入れる場づくり
- 学校から地域に出ていく場づくり
- 福祉教育研修の場の設定



- 地域の資源（ひと・もの）を増やす
- 学校行事への協力
- 多くの地域住民の地域活動への参画推進
- 学校の取組を受け入れる意識づくり

- 発展的で多様な社会福祉教育プログラムの企画
- 福祉教育サポーターの育成
- コーディネート（つなぎ役を果たす）
- 広報活動
- プラットホームの提供

参考：社会福祉法人 広島県社会福祉協議会 「福祉教育推進の手引」
 社会福祉法人 全国社会福祉協議会・全国ボランティア活動振興センター
 「学校における福祉教育ハンドブック」
 社会福祉法人 全国社会福祉協議会・全国ボランティア活動振興センター・福祉教育実践研究会
 「学校・社協・地域が繋がる福祉教育の展開をめざして」
 社会福祉法人 全国社会福祉協議会・全国ボランティア活動振興センター・市民活動振興センター
 「地域社会共生社会に向けた福祉教育展開」